

## 木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務受託コンソーシアム協定書

### (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立し、木津川市の発注に係る木津川市高齢者健康増進・移動支援モデル事業運営業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、木津川市の発注に係る木津川市康増進・移動支援モデル事業運営業務受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

### (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) ○○府（都道府県）○○市○○町○○  
○○○○（法人名・代表者職氏名）
- (2) ○○府（都道府県）○○市○○町○○  
○○○○（法人名・代表者職氏名）
- (3) ○○府（都道府県）○○市○○町○○  
○○○○（法人名・代表者職氏名）

### (代表構成員)

第4条 本コンソーシアムの代表構成員は、○○○○とする。

### (代表構成員の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表構成員は、本業務の実施に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領する権限を有するものとする。

### (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

### (業務の分担)

第7条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- 業務（構成員名）
- 業務（構成員名）
- 業務（構成員名）
- 業務（構成員名）

### (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

### (取引金融機関)

第9条 本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、本コンソーシアムの代表構成員の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第10条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第12条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第13条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第14条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第15条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。ただし、委託契約に係る事項については、事前に木津川市と協議した上で定めるものとする。

〇〇〇〇(代表構成員)ほか〇社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として協定書〇通を作成し、記名押印の上、各構成員が1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

代表構成員(所在地)

(名称)

(代表者)

印

構成員(所在地)

(名称)

(代表者)

印

構成員(所在地)

(名称)

(代表者)

印